

交通安全かわら版

令和 5 年 3 月
茨城県警察本部交通総務課
No. 12

～エリア 38 の取組について～

「エリア38」(成沢学区コミュニティ)認定

県内の横断歩行者の事故を防止するため、茨城県警察では、「その手で合図！止まってくれてありがとう大作戦」を推進しており、その一環として、令和4年10月に守谷市松並青葉地区を初めて「エリア38」に認定しました。

「エリア38」とは、**道路交通法第38条**に横断歩道を横断しようとしている歩行者がいるときは、一時停止しなければならない旨定められていることがネーミングの由来で、横断歩行者保護意識を住民とともに高めるエリア(地区)です。



【オリジナルマグネット】

日立市成沢学区コミュニティを認定！（県内2か所目）

日立市立成沢小学校学区内では、**住民が自ら模範**となり、車両等にオリジナルマグネット等を貼って

- ① 運転時は、横断歩道における歩行者保護の遵守（一時停止等）
- ② 歩行時は、道路横断時の「**手上げ合図**」と「**感謝の意思表示**」などを実践します。

地域住民による自助・共助活動を展開することにより交通事故のない街を目指します。

【「エリア38」実践地区募集中！】

茨城県警察では、皆さんの街・地区で「エリア38」の活動に取り組みたい団体等を募集しています。活動についてのお問い合わせは、お近くの警察署交通課または警察本部交通総務課へご連絡ください。



その他 地区内に看板や横断幕を掲げます。